

アメリカの法文化を考える

藤 倉 皓一郎

「法文化」とはきわめてあいまいな概念である。この概念をもってアメリカの法、法制度、法思考の特色を捉えようすることには危険が大きい。具体的な法律、制度の実体を十分に分析し理解する努力をつくさずに、検証できない一般論、印象論を展開することになりやすいからである。

しかし、日米間にさまざまな経済的、法的対立、摩擦が生じ、一方で、問題ごとに個別化され細分化された対応が求められている。この傾向が強くなるほど、他方で、具体的な問題の背後にある、その国の歴史、風土、伝統、人びとの考え方、価値観についてのおおまかな全体像を捉えておくことが必要になる。

ここで、アメリカの法文化を考えるのは、その画像のゆがむ危険を承知のうえで、アメリカ法制度全体にみられる特色を理解する一つの素描を試みるためである。さまざまな視点からこうした素描を重ねることが、実体を正確に捉えるための基礎作業になる。

ここでいうアメリカの「法文化」とは、その社会の人びとが法、法制度、法律家に対してもつ期待、要求であり、それにもとづく行動の様式である。この定義もきわめておおまかで不完全なものであるが、とりあえず素描をはじめるための役には立つであろう。

1. 法に頼る社会

アメリカは「法に頼る社会」である。その特色として次の三点をあげることができる。

(a)法が多い。(b)法律家が多い。(c)訴訟が多い。

アメリカは建国の始めから、法が国家の基本構造を定め、社会の発展を規制する役割を担っ

ていた。歴史的に合衆国憲法という國の設計図をもって始まり、しかもその憲法は運用の妙をえて、200年という、世界の成文憲法のなかでもっとも長寿を誇るものになっている。

アメリカは多様な人種、民族からの移民によって構成された社会である。それぞれが違った文化的背景をもち、独自の価値観、行為規範をもつさまざまな集団が存在する。それだけに法によって共通の行為規範を定めることが必要であり、かつ重要である。多様性をもつ社会であるだけに、法が秩序づけのための主要な役割を担うことになっている。

(a)法が多い

ここでいう法とは、人びとの行動にかかる外的規範である。法があるためにはその行為に影響を受ける。人は法に反応して行為をしたり止めたりする。法が多いというのは、人びとの社会活動、日常生活にかかる法が質量ともに多く、法がかかわる領域が広いということである。

議会による立法、裁判所の下す判決、行政機関の規則、指示をはじめ私的団体、会社の規約、私人間の契約など、多種多様で、しかも莫大な量の法が存在する。議会の立法活動は盛んであり、裁判所の判例は多数にのぼる。行政機関の規則も広範にわたり、かつ詳細になっている。地方自治体も独自の法令を定める。私的団体、会社の規約も、政府の法規制に対応して整備され、精細になっている。私人間の主要な権利義務にかかる交渉、取引には契約が結ばれる。こうした法の数量を計測することは難しいが、法がかかわる領域はきわめて広く、またかつてはかかりのなかった領域にまで法の侵透がす

すんでいることは確かである。たとえば、かつては牧師、教師、両親にすべてが委されていた教会、学校、家庭にまで制定法、判例法が立入るようになっている。

それに加えて法はきわめて複雑である。アメリカには制度的に連邦と各州がそれぞれ独立の法域をなしている。アメリカには51の主要な法域がある。それぞれの法域には法源となる制定法と判例法がある。判例法には歴史的に独立の体系として発展してきたコモン・ローとエクティティの区別がある。このように多元、多重な法域間には、たがいに対立、矛盾がたえず生じる。たとえばA州民とB州民がC州で交通事故を起したとすると、その責任を決定するために適用される法は、A・B・C州法のいずれか。こうした問題に対処するために抵触法という独立の法分野があり、準拠法を選定するための法ルールが論じられる。

こうしてみるとさまざまな目的をもつ法が、それぞれ粗密のちがった網の目をもちらながら社会的活動や日常生活を何重にもおおっているのである。法が多いということは、法以外に秩序づけの手段が乏しい社会であるともいえる。しかもその法が複雑であれば、からまった法の網から抜けだすことは素人の手にあまる。法の網さばきは専門家にまかさざるをえない。そこで法律家が重要な役割を担うのである。

(b) 法律家が多い

1984年の推計で、アメリカには法律実務に名を連ねている弁護士の数は65万人である。2億余の人口のなかでは、350人に1人の弁護士がいることになる。しかもこのところ毎年4万人があたらしく弁護士の資格をえる。はたしてアメリカ社会がこれだけの数の弁護士を必要とするのかは問題である。おもに紛争の法的処理という非生産的な仕事をする弁護士に有為の人材をこれだけ多数当てるには批判がある。社会的需用があるからこれだけ多数の弁護士が供給されるのか、それとも多数の弁護士が無理に需要をつくりだしているのか、議論のあるところである。いずれにせよアメリカ社会において

法律家が重要な役割を担い、また法による紛争処理プロセスをほぼ独占してきたことは確かである。

歴史的にみても1776年、独立宣言に署名した58人中25人が法律家であった。また1786年、憲法制定会議の出席者55人中31人は法律家であった。合衆国のはじめの16人の大統領のうち13人が法律家であった。現在でも、立法府、行政府の主要なポストを法律家が占める割合は大きい。司法の分野は法律家が独占しているといってよい。

法律家はロー・スクール（3年間の大学院）において専門の教育・訓練をうける。教材はおもに上級審裁判所の判例である。ケース・メソッドがいぜん教授法の主流であるが、学生はまず事件の事実関係を述べ、訴訟当事者が裁判所に判断を求めていたりを明確にしたうえで、いずれかの当事者の立場に立って、その当事者にとってもっとも有利な論理を組み、もっとも強力な主張を展開するように求められる。その前提是、自分の立場・主張は全面的に正しく、相手の立場・主張は全面的に誤りだということである。この訓練の目的は対決に勝つための法の使い手を育てることにある。そのためあらゆる事実、論理を駆使して相手の弱点を突き、自分の主張を貫かなければならない。弁護士にとっては依頼人の利益を最大限実現することが、その任務であり、そのために最善の攻撃、防禦をつくさなければならない。妥協、譲歩はこの弁護士倫理にもとることになりかねない。訴訟の場での対決に勝つことを強調する訓練を反省して、相手との交渉による合意を求める交渉術をカリキュラムにとり入れる動きもみられるが、いぜん試行の域にとどまっている。また交渉術も依頼人にもっとも有利な合意を相手から勝ちとるための技術であり、ケース・メソッドが目的とするところと変わらない。

弁護士の数が多いことで、弁護士間の競争は激化する。大規模な弁護士事務所が組織され、専門化された高度の法的サービスを提供する。十分な仕事をえられない弁護士と成功している

弁護士との所得格差は大きい。あらゆる利用者が弁護士のサービスを受けられるわけではない。高所得者はすぐれた弁護士のサービスを買える。低所得者は公的扶助や無償の弁護士サービスを与えられるので、その必要がある程度充たすことができる。中産階層が経済的に弁護士のサービスを求めえないことが多い。中産階層の需要に応じるためにチェーン・ストア方式による低価格の法的サービスの提供や、業務内容、価格表の広告が盛んになっている。

(c)訴訟が多い

アメリカ社会において、過去に比べて訴訟が激増しているのかどうか。また他の産業先進国に比べて訴訟が多発しているのかどうか。こうした点について信頼できる比較をおこなえる数字をえることは難しい。アメリカにおいても大多数の紛争が弁護士の関与なしに処理され、弁護士の関与する紛争の大部分が訴訟に到ることなく解決されているのであろう。また提訴されたとしても、事件の大半は事実審理まえに、そしてほとんどが判決に到るまでに裁判外の示談によって解決される。

しかし、それにもかかわらずアメリカ社会では訴訟が多用されるといってよい。紛争を訴訟という当事者対決主義の手続にのっとって処理することが、いぜん解決の主流であり、人びとの基本的な態度であるといえる。当事者対決主義とは、紛争事件の直接当事者が中立の第三者のまえでたがいに自己にもっとも有利な主張をつくすことによって妥当な判断が可能になり、公平な解決がもたらされるという考え方である。中立の第三者とは事実を認定する陪審であり、法の確定、適用をおこなう裁判官である。訴訟とは当事者にもっとも有利な主張、立証、説得の機会を与えるために定められた対決のルールであり、その結果として必ず一方の当事者が勝ち、他方が負けという判断を審判官が下すための手続である。裁判の結論は勝負を明白に決めるもので、引き分け、勝負なしという判決はありえない。利害のあい反する当事者を敵対させ勝負を決するためのシステムである。

通常のアメリカ人が対決を求め、訴訟を好むとはいえない。むしろ、できるかぎり法にかかわることを避け、弁護士の厄介にならずに事を処理したいと望む点では他の国の市民と変りはない。しかし現実に、紛争にまき込まれ法の網の目にからまったときには、法が複雑であり素人の手には負えず、専門家に頼るしかない。依頼をうけた弁護士はその訓練された思考法、職業倫理にもとづいて、対決主義の手続にそった対応をする。紛争の当事者はまず弁護士に依頼し、弁護士はまず訴訟という手続をとって依頼人の利益の最大限の保護、実現を計ることが賢明とされるのである。訴訟という手続によらなければ、紛争は解決のレールにのらない。また公平な判断を得られる保障がない。ことに個人が政府や企業といった大組織に対して自己の権利、利益を主張する場合はそうである。相手にまともな対応をさせるためにまず訴訟が必要である。いずれ当事者の話し合いによる和解あるいは示談を求めるにせよ、相互の主張を対決のかたちで示さないことは、たがいの請求の強弱、真意が確認されない。対決姿勢をとることで、たがいの主張の利点、弱点がみえてくる。たがいの有利、不利についてある程度の見きわめのついたところで、もっとも有利な条件の示談をまとめる。しかし、その合意は敵対する当事者が幾太刀も切り結んだのちのことである。どちらか、あるいは双方が手傷を負ったうえのことである。双方が共通の利益を話し合いによって見い出そうと努め、譲歩と妥協の余地をもつてテーブルについての示談というわけではない。

アメリカの法制度には訴訟をやりやすくする要因がいくつかある。弁護士が成功報酬をえる約束で依頼人から訴訟費用をとらずに事件を引きうける。他人の不法行為によって人身被害を負った当事者は経済的にも窮迫しているので、成功報酬が多用される。また環境保全や独禁法の分野において、市民からの訴訟を助長し、法の実現を計るために2倍あるいは3倍賠償が認められている。そのために訴訟をおこせる当事者適格も広く認められている。

2. 法文化

法に頼る社会を生むには、そこにどんな法文化があるのか。人びとの法、法制度、法律家に対する期待、要求、行動にはどんな特色がみられるのか。

(a) 多元性がある (pluralism)

アメリカ社会にはそれが違った信条、価値観をもつ多様な個人、集団が存在する。各個人、集団にはみずから定める規範によって自立、自治が認められる。同じ場所に住む人たち同じ目的をもって活動する人たちがみずから自治のルールを定め、みずからの決定に従って行動する。こうした個人、集団の自立、自治を認めることから多元性が生れる。アメリカには連邦、州という単位のほかに、みずからの法規範をもつ自治集団、法主体が無数にある。地方自治体の認可を受けていないが住民が任意に形成している町、教育をおこなう目的で広い法的権限をもつ学区、水利用のための水利区、地域の土地利用を定めるゾーニング委員会などが、その例である。こうした自治主体がそれぞれの法を定め、その存在を主張して、まさに群雄割拠する有様である。自治主体の法はその成員の共同目的と利益を擁護し、ときにきわめて排他的に働く。

各主体が独自の法をもち、法が多元、多重であるだけに、その間には対立、衝突が生じる。また重複、矛盾も多い。全体的にみればこうした多元性を認めることは、きわめて効率が悪い。法主体を整理、統合し、共通、統一の法を定めれば、はるかに明快で効率のよい活動が可能であろう。しかし、一般に自治、分権を固執し、効率の悪いことを承知のうえでこれを保守する態度が強い。中央集権を嫌うのである。そもそも連邦制はじめから独立の統治機構としての州の自主性を尊重したものであり、合衆国憲法には連邦権限の三権分立、連邦と州との権限の配分を定めている。この憲法の基本的な構造はたんに制度にとどまらず、多元性をよしとする一般的の価値観によって支えられているのである。

(b) 要求意識が強い (claim-consciousness)

アメリカの社会で生活し生存するためには自己主張が不可欠である。自己主張を的確におこなうことは褒められる能力であり美德である。アメリカの社会では自己主張なしには何事も始まらない。自己主張をしない人は完全に満足しているか、全くの無能であるとみなされる。ことに法とかかわりをもつ自己の要求、利益ははっきりと、また絶えず主張することが期待されている。自己の利益を法的に確保し実現するためには、まず要求し主張しなければならない。

自己利益の要求は必ずしも法的に承認された権利、利益にかぎられない。とりあえず自己の要求は主張することが求められ、要求の主張があつてはじめて、その主体にかかわる利益が法的考慮の対象となり、その当否が判断される。主張があつてはじめて他の利益主張との法的調整、優劣が問題とされる。

要求（クレーム）の中には、当事者の話しによって調整できる性質のもの、市場の機構を通じて価格をつけて取引できるもの、あるいは政治過程における折衝、利害の貸借、妥協によって処理され、最終的には多数決によって決定されるべきものが含まれている。しかし、こうした他の機構によって処理されるべき要求の多くが、法的利益、権利のかたちに引き直されて主張されることが多いのである。ことに法律家の手が加わると、すべての要求が依頼者の利益を全面的に認め実現させるか、全面的に否定するかという二者択一を迫るものとして主張される。法律家が法的処理の手続機構を事実上独占している状況のもとでは、多くの要求が対決主義の手続にのせられて処理される。それは対決主義に代る紛争処理の可能性を乏しくし、法に頼る社会の特色を強化しているのである。

(c) 法は道具である (instrumental view of law)

統治機構を支配するグループが自己の利益の実現のために法を道具として使うことは否定できない。しかしアメリカ社会では独自の信条、価値観をもつ集団が、それぞれ自己の主張を正統化し強化するために法を道具として活用する

ことに特色がある。もともと法は社会統制の主要な手段であるから、法を道具とみるのは当然のことといえる。アメリカでは早い時期から、法を社会改革の道具、あるいは自己の利益主張のための道具であるとし、目的追求のための手段とする傾向が強いといえる。禁酒法の制定、中絶の禁止立法、安息日の開店禁止法などが、その適例としてあげられる。

法を道具であるとみると、各集団あるいは個人の利益追求、独自の価値観が法の名をもって生のまま主張されることになる。裁判所がしばしば最終的な調整の役割を負わされることになる。法という道具を使って自己主張を筋道立って強力におこなえる集団が優位に立つのである。法を道具としてよく使いえない集団（多くの場合、少数者や社会的弱者）の保護はどうするかが大きな課題として残されている。

法を道具とみる立場は、道具の効果を重視する。法の実効を担保するためのさまざまな工夫がそこに加えられるのである。法実現のための手法（裁判所侮辱、差止、原状回復をはじめエクイティの伝統にもとづく救済手法）が豊かなことは注目に値する。

(d) 法は正しい (legalism)

法が秩序づけの主要な手段である社会においては、法は法であるがゆえに正しく、また順守されなければならないとする傾向がみられる。このことは一見、法を道具とみると矛盾するようであるが、根は同じである。すなわち法の正しさに対する信仰が強いほどそれが道具としてもつ力も大きくなる。アメリカでは「法が王である」といわれる。

法は合理性をもち理性にかなう論理をもつゆえに説得力をもち人を従わせる。すなわち法は正しい。そして多くの対立する利害の調整、判断を法にもとづいておこなうことが、もっとも妥当な結果を生むという信条を支えることになっている。いわば法中心主義、あるいは法信仰とも呼べるものである。

右にあげた法文化の特色は、それぞれが相互

に関連して、法に頼る社会を支えているのである。もちろん、他の特色を捉えて違った視点からの素描を試みることも可能である。

3. 展望

これまで述べたような法文化にささえられた法に頼るアメリカ社会が、これからどんな方向にむかって展開するのか。それを簡単にみて結びにかえよう。

アメリカ社会には「全面的正義」を求める要求が強くなっている、これからもさらに強くなることが予測される。この全面的正義への期待には二つの側面がある。すなわち、手続的公平の要求と、保障社会への要求である。

手続的公平への期待は、多元主義の法文化のもとでは当然に出てくる動きである。多様な主体が主張する価値に法的な優劣をつける実体的判断を下すことは難かしい。またそれは避けるべきである。（連邦憲法が明示的、黙示的に定めた権利の体系——憲法的価値にもとづいて実体的判断が下される場合をのぞいて）。そうだとすれば法に期待されるのは、さしあたり権利・利益を主張する当事者に公平な主張の機会を手続的に保障することである。いわゆる適正な法の過程 (due process of law) が、ますます活用され、重要性を増すことになる。

保障社会への期待は、個人が負うあらゆる損失を誰かが填補すべきであるという要求になる。かつては災害、事故、失業などによって個人が負った損失の多くは、その被害者の不運不幸であると考えられた。法は加害者が特定でき、さらにその加害者に非難される理由がなければ、被害者の負った損失を填補せず、そのまま放置した。しかし、20世紀に入ってから、事故、災害、責任保険の制度や一般の社会保障が発達、整備されたことによって、かつては不運な災難として被害者が甘受した損失が填補される場合が増えた。かつての予期されない損失も、その原因者が誰かにかかわらず、保険制度によって統計的に予測可能になり、填補が可能になった。それはまた個人責任の原則が集団責任によって

おきかえられることもある。

ところで、手続的公平もあらゆる損失の保障も、そのための法規制をさらに詳しく、さらに広範にすることによって実現されるものである。この法化(legalization)の促進には大きな費用を伴うのである。法の関与する領域はさらに広がり、法律家のサービスがさらに求められる。そのための費用をどこまで負担しながら、この全面的正義への要求に応えるかが、これからアメリカ社会の課題となるであろう。

文 献

本稿は Lawrence M. Friedman, *Total Justice* (New York: Russell Sage Foundation, 1985) に多くを負っている。なお同著者の *American Law* (New York: W. W. Norton, 1984) をも参照した。

Friedman, *The Legal System: Social Science Perspective* (N. Y.: Russell Sage Foundation, 1975) のVIII-X章に法文化についての興味ぶかい記述分析がある。その紹介として、藤倉「日米法文化の比較検討」『ジュリスト』760号(1982) pp. 56-59を参照。

アメリカの法文化の研究一般については、Austin Sarat, "Studying American Legal Culture: An Assessment of Survey Evidence" *Law and Society Review* 11 (Winter 1977), pp. 427-87 (詳しい文献リストを含む) が有用である。

アメリカ法学教育と法律家過剰に対する批判の一例として、Derek C. Bok, "Law and Its Discontents: A Critical Look at Our Legal System," *Record of the Association of the Bar of the City of New York* 38 (1983) pp. 12-33; "A Flawed System of Law Practice and Training," *Journal of Legal Education*

(1983) pp. 570-85〔同旨〕をあげることができる。その紹介、上原正夫「ハーバード大学総長のアメリカ法制についての提言」『判例タイムズ』494号(1983) 48-49頁を参照。

交渉術を教えるプロジェクトの一例として、Roger Fisher and William Ury, *Getting to Yes: Negotiating Agreement Without Giving In* (Penguin Books, 1981); 金山宣夫・浅井和子訳『ハーバード流交渉術』(TBS ブリタニカ, 1982年) がある。

アメリカのいわゆる「訴訟社会」の実態については、Marc Galanter, "Reading the Landscape of Disputes: What We Know and Don't Know (and Think We Know) About Our Allegedly Contentious and Litigious Society," *UCLA Law Review*, 31 (1983) pp. 4-71が参考になる。なお一般向きには次の書物がある。Jeffrey O'Connell, *The Lawsuit Lottery: Only the Lawyers Win* (N. Y.: Free Press, 1979); Marlene A. Marks, *The Suing of America: Why and How We Take Each Other to Court* (N. Y.: Seaview Books, 1981); Jethro K. Lieberman, *The Litigious Society* (N. Y.: Basic Books, Inc., 1981)。

当事者対決主義については Stephan Landsman, *The Adversary System: A Description and Defense* (Washington, D. C.: American Enterprise Institute, 1984) が簡略であるが問題点を知るのに有用である。

法中心主義について詳しくは、Judith N. Shklar, *Legalism* (Combridge, Mass.: Harvard University Press, 1964) [田中成明訳『リーガリズム——法と道徳・政治』(岩波現代選書, 1980年)] を参照。

法を道具とみる見解の歴史的側面については、Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1780-1860* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977) を参照。